四日市市三浜文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第32号

四日市市三浜文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

(四日市市三浜文化会館条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市三浜文化会館条例施行規則 (平成28年四日市市規則第58号) の 一部を次のように改正する。

	改正後						
別	別表(第9条関係)						
附帯設備使用料							
	附帯設備品目	単位	使用料(単位円)				
	(略)						
	電気受口の使用(1口1kw)	1 回	1 1 0				
	コピー機	1枚	10				
備考							
((略)						

	改正前					
別	別表 (第9条関係)					
附帯設備使用料						
	附帯設備品目	単位	使用料(単位円)			
	(略)					
	電気受口の使用(1口1kw)	1回	1 1 0			
備考						
((略)					

第2条 四日市市三浜文化会館条例施行規則(平成28年四日市市規則第58号)の 一部を次のように改正する。 改正後

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市三浜文化 会館条例(平成28年四日市市条例第 16号。以下「条例」という。)第16 条の規定に基づき、条例の施行につい て必要な規定を定めるものとする。

(使用許可の申請)

- 第5条 条例第4条第1項の規定により、会館の使用許可を受けようとする者は、四日市市三浜文化会館使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により<u>指定管理者</u>に申請しなければならない。
- 2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。 以下「使用日」という。)の属する月の初日前6月から受け付けるものとする。ただし、市民の文化活動以外の目的に使用する場合は、使用日の属する月の初日前3月から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の定める期間前においても受け付けるものとする。
 - (1) (略)
 - (2) <u>指定管理者</u>が、四日市市三浜文化 会館管理業務仕様書(以下「仕様書」 という。)及び仕様書に基づき作成

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市三浜文化 会館条例(平成28年四日市市条例第 16号。以下「条例」という。)第14 条の規定に基づき、条例の施行につい て必要な規定を定めるものとする。

(使用許可の申請)

- 第5条 条例第4条第1項の規定により、会館の使用許可を受けようとする者は、四日市市三浜文化会館使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。 以下「使用日」という。)の属する月の初日前3月から受け付けるものとする。ただし、市民の文化活動以外の目的に使用する場合は、使用日の属する月の初日前2月から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号 のいずれかに該当する場合には、同項 の定める期間前においても受け付け るものとする。
- (1) (略)

された事業計画書に示す文化振興 のための事業を主催するために使 用するとき。

(3) その他市長が特に必要があると 認めたとき。

4 (略)

(許可書の交付)

第7条 指定管理者は、第5条第1項の使用許可の申請が適当であり、会館の使用を許可したときは、速やかに四日市市三浜文化会館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更及び取消し)

- 第8条 使用者は、許可書に記載された 事項を変更し、又は施設の使用を取り 消そうとするときは、四日市市三浜文 化会館使用変更(取消)許可申請書(第 3号様式。以下「変更(取消)申請書」 という。)に許可書を添えて、指定管 理者に申請しなければならない。この 場合において、使用日、使用時間区分 又は使用施設を変更しようとすると きは、使用日の10日前(当該日が開 館日でない場合は、その直前の開館 日)までに申請しなければならない。
- 2 <u>指定管理者</u>は、前項の規定により、 使用の変更又は取消しを許可したと きは、四日市市三浜文化会館使用変更

(2) その他市長が特に必要があると認めたとき。

4 (略)

(許可書の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の使用許可の申請が適当であり、会館の使用を許可したときは、速やかに四日市市三浜文化会館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更及び取消し)

- 第8条 使用者は、許可書に記載された 事項を変更し、又は施設の使用を取り 消そうとするときは、四日市市三浜文 化会館使用変更(取消)許可申請書(第 3号様式。以下「変更(取消)申請書」 という。)に許可書を添えて、<u>市長</u>に 申請しなければならない。この場合に おいて、使用日、使用時間区分又は使 用施設を変更しようとするときは、使 用日の<u>7日前</u>(当該日が開館日でに申 場合は、その直前の開館日)までに申 請しなければならない。
- 2 <u>市長</u>は、前項の規定により、使用の 変更又は取消しを許可したときは、四 日市市三浜文化会館使用変更(取消)

(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

3 <u>指定管理者</u>は、使用日、使用時間区 分又は使用施設のいずれかの変更を 許可したときは、当該許可に対する再 度の変更は許可しないものとする。

(附属設備の利用料金)

- 第9条 条例別表に規定する会館の附 属料金の<u>利用料金</u>の額は、別表に定め る額を上限とする。
- 2 指定管理者は、条例第8条第2項及 び前項に規定する利用料金承認申請 書(第5号様式)を市長に提出し、そ の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付)

- 第10条 使用者は、使用の許可と同時 に利用料金を納付しなければならない。ただし、時間超過利用料金及び附 属設備利用料金については、使用の終 了までに納付するものとする。
- 2 使用者は、第8条第2項の規定により、会館の使用の変更を許可された場合において、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額に対し不足する場合には、直ちに当該不足に係る利用料金を納付しなければならない。
- 3 官公署の使用に係る<u>利用料金</u>の納付については、第1項の規定にかかわらず別に納付期限を定めることがで

許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

3 市長は、使用日、使用時間区分又は 使用施設のいずれかの変更を許可し たときは、当該許可に対する再度の変 更は許可しないものとする。

(附属設備の使用料)

第9条 条例別表に規定する会館の附 属料金の<u>使用料</u>の額は、別表に定める 額とする。

(使用料の納付)

- 第10条 使用者は、使用の許可と同時 に使用料を納付しなければならない。 ただし、時間超過使用料及び付属設備 使用料については、使用の終了までに 納付するものとする。
- 2 使用者は、第8条第2項の規定により、会館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対し不足する場合には、直ちに当該不足に係る使用料を納付しなければならない。
- 3 官公署の使用に係る<u>使用料</u>の納付 については、第1項の規定にかかわら ず別に納付期限を定めることができ

きる。

(利用料金の減免)

- 第11条 利用料金の減免を受けよう とする者は、四日市市公共施設利用料 金減免申請書(第6号様式)に減免を 必要とする理由を記載し、指定管理者 に申請しなければならない
- 2 指定管理者は、前項の申請書の提出 があったときは、速やかに審査のう え、四日市市三浜文化会館減免決定通 知書(第7号様式)により通知するも のとする。

(利用料金の還付)

- 第12条 条例第8条ただし書の規定 により<u>利用料金</u>を還付する場合及び 還付する額は、次の各号に掲げるとお りとする。
 - (1) 災害その他使用者の責めに帰す ることができない理由により使用 できなかったとき利用料金の全額
 - (2) 使用者が使用日の<u>前20日</u>以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき 既納の利用料金から取消料(利用料金から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを四捨五入した額とす

る。

(使用料の還付)

- 第11条 条例第8条ただし書の規定 により使用料を還付する場合及び還 付する額は、次の各号に掲げるとおり とする。
 - (1) 災害その他使用者の責めに帰す ることができない理由により使用 できなかったとき使用料の全額
 - (2) 使用者が使用日の<u>前7日</u>以前に 使用許可の取消しを申請し、許可さ れたとき 既納の使用料から取消 料(使用料から消費税及び地方消費 税に相当する額を除いた額の10 0分の50に相当する額。ただし、 10円未満の端数が生じた場合は これを四捨五入した額とする。)を 差し引いた額

- る。)を差し引いた額
- 2 指定管理者は、前項の取消料の額を 定めるときは、取消料承認申請書(第 8号様式)を市長に提出し、その承認 を受けなければならない。
- 3 使用者が第8条第2項の規定により、使用の変更を許可された場合において、既納<u>利用料金</u>に過納金を生じたときは、これを還付するものとする。
- 4 前3項の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、四日市市三浜文化会館利用料金還付申請書(第9号様式)に第1項第1号の場合にあっては、許可書と利用料金領収書、第1項第2号の場合にあっては、変更(取消)許可書と利用料金領収書を添えて指定管理者に申請しなければならない。
- 5 <u>指定管理者</u>は、前項による申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市三浜文化会館<u>利用料金</u>還付決定通知書(<u>第10号様式</u>)を申請者に交付するものとする。

(使用者等の遵守事項)

第13条 (略)

- (1)から(5)まで (略)
- (6) その他<u>指定管理者</u>及び係員の指 示に従うこと。

第14条 (略)

- 2 使用者が第8条第2項の規定により、使用の変更を許可された場合において、既納使用料に過納金を生じたときは、これを還付するものとする。
- 3 前2項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、四日市市三浜文化会館使用料還付申請書(第5号様式)に第1項第1号の場合にあっては、許可書と使用料領収書、第1項第2号の場合にあっては、変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、前項による申請を受理し、 還付を決定したときは、四日市市三浜 文化会館<u>使用料</u>還付決定通知書(<u>第6</u> 号様式)を申請者に交付するものとす る。

(使用者等の遵守事項)

第12条 (略)

(1)から(5)まで (略)

(6) その他<u>市長が定める事項</u>及び係 員の指示に従うこと。

第13条 (略)

(施設等の損傷の届出)

第15条 使用者等は、施設及び附属設備又は資料を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を付して<u>指定管理</u>者に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第16条 使用者は、条例第14条の規定に基づき、施設等を原状に回復したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。

(販売行為等の禁止)

第17条 何人も<u>指定管理者</u>の許可を 受けないで、会館及び会館敷地内にお いて物品を販売し、又は金品の募集等 を行い、若しくは行わせてはならな い。

<u>第18条</u> (略)

(施設等の損傷の届出)

第14条 使用者等は、施設及び附属設備又は資料を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を付して市長に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第15条 使用者は、条例<u>第12条</u>の規 定に基づき、施設等を原状に回復した ときは、速やかに<u>市長</u>に届け出て、そ の点検を受けなければならない。

(販売行為等の禁止)

第16条 何人も市長の許可を受けないで、会館及び会館敷地内において物品を販売し、又は金品の募集等を行い、若しくは行わせてはならない。

第17条 (略)

改正後

別表 (第9条関係)

附带設備利用料金

附帯設備品目

単位

利用料金(単位円)

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 グランドピアノの<u>利用料金</u>については、本館のグランドピアノの<u>利用料金</u>を 表示している。
- 3 会議用マイク・アンプセットの利用料金については、視聴覚室及び多目的ホ

ールに既設のもの並びに各部屋に持ち運びできるものの<u>利用料金</u>を表示している。

改正前

別表 (第9条関係)

附帯設備使用料

 附帯設備品目
 単位
 使用料 (単位円)

 (略)

備考

- 1 (略)
- 2 グランドピアノの<u>使用料</u>については、本館のグランドピアノの<u>使用料</u>を表示 している。
- 3 会議用マイク・アンプセットの<u>使用料</u>については、視聴覚室及び多目的ホールに既設のもの並びに各部屋に持ち運びできるものの使用料を表示している。

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

四日市市三浜文化会館

受付番号	

申請日	年	月	E
丁門 🏳		/1	

四日市市三浜文化	会館指定管理者
----------	---------

申請者	住所	電話	
	団体名		
	氏名		

四日市市二浜文	化会館の使用許可を受けた	へので、次のとおり甲請しる	ます。			
使 用 目 的						
使用内容		入予定	場 : 人員 人			
		,	使 用 時 間 区 分			
	使用年月日 (曜日)	使用施設名 9:0 ~1:	前 午 後 夜 間 全 日 0 13:00 17:30 9:00 ~21:00 ~21:00			
使 用 日 時	年 月 日()					
及び	年 月 日()					
使 用 施 設	年 月 日()					
	年 月 日()					
	年 月 日()					
使用器具名 (有 料)						
使 用 器 具 名 (無 料)		持込器具名				
区 分	文化活動 その他	7 (商業宣伝・営業			
	施 設 利 用 料 金	超過利用料	金 合 計 ①			
施設利用料金	円	から 時 分 使用 まで	PI PI			
附属設備	種類又は品目 単 価	数量 回数 金	額 合 計 ②			
利用料金	円		н н			
	<u>.</u>	総利用料金①+②	円			

備考 1 四日市市三浜文化会館条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

四日市市三浜文化会館

受付番号	
>□ □ □	

									年	月	日	
申請者	住		包	1 話	.							
Тинт	団体名			- <u>1</u> HH			_					
	氏名				 四月	市市	三浜文	化会館	指定	管理者		
四日市市三浜文	化会館の使用を次の	つとおり、	次のと	おり言	許可しま							
使 用 目 的												
						入址	昜					
使 用 内 容						予定人員	 ■				J	l
						使	用	時	間	区	分	
						午 前	午	後	夜	間	全	日
使用日時	使用年月日(日	濯 日)	使 用	施	設 名	9:00 ~12:00	13: ~16	00 :30	17:30 ~21:0		9:00 ~21:0	0
	年 月 日	∃ ()										
及 び	年 月 日	∃ ()										
使 用 施 設	年 月 日	∃ ()										
	年 月 日	∃ ()										
	年 月 日	∃ ()										
使用器具名												
(有 料)				1								
使用器具名				持辽	器具名							
(無料)		1										
区 分	文化活動	その他	. ()		商業	美宣伝	• 営業	43. -	
	施 設 利 用	料 金	超過	利	月	料 金		合		計	1	
施設利用料金		円	Ħ	寺	から 分 まで	使用					P	9
附属設備	種類又は品目 単	価	数量	回数	金	額		合		計	2	
利用料金		円				円					P	9
			総	利用	料金①+	2					P	9
	市市三浜文化会館条係 後は、設備等を原状に						員の指	 計示に従	ってく	ださ	い。	

四日市市三浜文化会館使用変更(取消)許可申請書

年 月 日

四日市市三浜文化会館指定管理者

申請者 住所

団体名

氏名 (代表者)

電話

四日市市三浜文化会館の使用変更(取消)許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設使用許可 年 月 日	年	月 日	施設使用許可番号	第	号
許可を受けた					
施 設					
使 用 日 時					
使 用 目 的					
変更(取消)の					
理由					
変更の内容					

	変	既納利	利用料	·金	変更後	の利月	用料会	仓	差	引利力	用 料	金
利用 料金	更			円				円				円
の有	取	既納利	利用料	·金	徴	収	生	定	還	付		金
算	消			円				円				円
※受付年。 日	— 月	年	月	田	※許可	年	月	日		年	月	日

備考 1 施設使用許可書を添付してください。

2 ※欄は記入しないでください。

四日市市三浜文化会館使用変更(取消)許可書

年 月 日

四日市市三浜文化会館指定管理者

申請者	住 所
	団体名
	氏名(代表者)
	電話

四日市市三浜文化会館の使用変更(取消)を次のとおり許可します。

施設使用許可 年 月 日	年月	日	施設使用許可番 号	第	号
許可を受けた					
施 設					
使 用 日 時					
使 用 目 的					
変更(取消)の					
理由					
変更の内容					

	変	既納利用料金	変更	後の利用	料金	差引利用料金		料金
利用								
※料金 ※ - ****	更	円			円			円
の精	取	既納利用料金	徴	収	金	還	付	金
算	消	Н			円			円

利 用 料 金 承 認 申 請 書

年 月 日

四日市市長

指定管理者	所 在	地		
	名	称		
	代表者	氏名		
	雷	話		

四日市市三浜文化会館条例第8条第2項の規定により、次のとおり四日市市三浜文化会館の利用料金の承認を申請します。

1 施設の利用料金

	区分	基本利用料金(円)									
		午前	午後	夜間	全日						
		午前9時から正	午後1時から午	午後5時30分	午前9時から午						
		午まで	後4時30分ま	から午後9時ま	後9時まで						
			で	で							
リハーサ	リハーサル室										
ル室	A										
	リハーサル室										
	В										
練習室	練習室A										
	練習室B										
	練習室C										
	練習室D										
会議室	会議室A										
	会議室B										
	会議室C										
	会議室D										
	会議室E										
	会議室F										
	会議室G										
	会議室H										
展示室	展示室A										
	展示室B										
視聴覚室											
創作スペ	(1/2使										

ース	用)		
	(全使用)		
陶芸室			
多目的ホ 専用使用			
ール			

2 附属設備の利用料金

2 附属設備の利用料金		
附帯設備品目	単位	利用料金
		(単位円)
グランドピアノ(大)	1回1台	
グランドピアノ (小)	1回1台	
アップライトピアノ	1回1台	
バレエ用レッスンバー	1回1台	
移動鏡(姿見)	1回1台	
ダイナミックマイク・ワイヤレスマイク	1回1本	
ワイヤレスマイクセット	1回1式	
(拡声装置付)		
ミキサー (10ch)	1回1式	
スピーカー(2台1組)		(セット)
指揮台	1回1台	
譜面台	1回1台	
イーゼル	1回1台	
金屏風(1双)	1回1双	
簡易ステージ(演壇)	1回1台	
演台(講師用)	1回1台	
演台 (司会者用)	1回1台	
プロジェクター (常設型)	1回1式	
(常設スクリーン付)		
スポットライト	1回1式	
電気炉	1台1時間	
展示用パネル	1回1式	
プロジェクター (小)	1回1式	
(簡易スクリーン付)		
簡易スクリーン	1回1台	
会議用マイク・アンプセット	1回1式	

(マイク 1 本付)		
DVDプレーヤー	1回1台	
液晶モニター	1回1台	
CD・カセットプレーヤー	1回1台	
電気受口の使用(1口1kw)	1回	
コピー機	1枚	

四日市市三浜文化会館 減 申 書 請

年 月 日

四日市市長

申請者 住所

団体名

氏名 (代表者)

電話

四日市市三浜文化会館の施設使用にかかる減免を受けたいので、次のとおり申請します。

施 設 使 用 許 可 年 月 日	年 月 日	施設使用許可番 号	第	号
許可を受けた 施 設				
使 用 日 時				
使 用 目 的				
減免の理由				

*	減	既 紗	使用	料	減	免	客	頁	還	付		金
使用料の												
精算	免			円				円				円
※受付年	月	左	П	П	※ ;	許可	年	月		年	п	П
日		年	月	日				日		干	月	日

1 施設使用許可書を添付してください。2 ※欄は記入しないでください。 備考

第6号様式の次に次の4様式を加える。

四 日 市 市 三 浜 文 化 会 館減免 (承認・不承認)決定通知書

年 月 日

申請者 住所

団体名

氏名 (代表者)

四日市市長

四日市市三浜文化会館の施設使用にかかる減免について、下記の通り(承認・不承認)と決定しましたので通知します。

施可	設 使	更 用 月	許日	年	月	日	施設使用許可番 号	第	号
許	可を	受け	けた						
施			設						
使	用	日	時						
使	用	目	的						
不	承 認	の理	1 由						

第8号様式(第12条関係)

取 消 料 承 認 申 請 書 年 月 日

四日市市長

指定管理者 <u>所 在 地 名 称 代表者氏名 </u>雪 話

四日市市三浜文化会館条例施行規則第11条第2項の規定により、次のとおり四日市市三浜文化会館の取消料の承認を申請します。

取 消 料

取 消 料										
	区分	基本利用料金(円)								
		午前	午後	夜間	全日					
		午前9時から正	午後1時から午	午後5時30分	午前9時から午					
		午まで	後4時30分ま	から午後9時ま	後9時まで					
			で	で						
リハーサ	リハーサル室									
ル室	A									
	リハーサル室									
	В									
練習室	練習室A									
	練習室B									
	練習室C									
	練習室D									
会議室	会議室A									
	会議室B									
	会議室C									
	会議室D									
	会議室E									
	会議室F									
	会議室G									
	会議室H									

展示室	展示室A		
	展示室B		
視聴覚室			
創作スペ	(1/2使		
ース	用)		
	(全使用)		
陶芸室			
多目的ホ	専用使用		
ール			

四 日 市 市 三 浜 文 化 会 館 利 用 料 金 還 付 申 請 書

四日市市三浜文化会館指定管理者

申請者	住所			
	団体名			
	氏名 (代表者)	(F)		
	電話			

四日市市三浜文化会館利用料金の還付を次のとおり請求します。

施設使用許可年月日	年	月	田	施設使用許可番	:号	第		号
施設使用変更 (取消)許可年 月	年	月	日	施設使用変(取消)許可番		第		号
許可を受けた施 設								
使 用 月 日								
使 用 目 的								
還付請求の理由								
※既納利用料金			円	※還付請求額				円
※受付年月日	年	月	日	※決定年月日	第	年	月 号	日.

- 備考 1 ※欄は記入しないでください。
 - 2 施設使用許可書又は変更(取消)許可書と利用料金領収書を添付してください。

第 10 号様式(第 11 条関係)

四 日 市 市 三 浜 文 化 会 館 利 用 料 金 還 付 決 定 通 知 書

四日市市三浜文化会館指定管理者

年 月 日

申請者	住所	
	団体名	
	氏名(代表者)	(FI
	電話	

年 月 日付けで申請のあった四日市市三浜文化会館利用料金の還付については次のとおり決定しました。

施 設 使 用 許 可 年 月 日	年月日	施設使用許可番号	第 号
施設使用変更(取消)許可年月日	年 月 日	施 設 使 用 変 更 (取消)許可番号	第 号
許可を受けた 施 設			
使 用 月 日			
使 用 目 的			
還付請求の理由			
※既納利用料金	円	※還付請求額	円

附則

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は、令和2年4月1日から施行し、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の四日市市三浜文化会館条例施行規則第5条第2項の 適用について、同項中「6月」とあるのは、令和3年4月1日から同年4月30日 までの間は「4月」と、同年5月1日から同年5月31日までの間は「5月」とす る。

(市民文化部文化振興課)